

全国の労働者と団結の心をよむ。

石炭産業労働者。を代表し、以後三箇月の十万人罷切りを進行しようとする、飯占資本と政府の一大台成を攻撃せたいし、われわれは既に数労働者はやま、一切の暴徒を掃き、全組織をあげてこれに立ちあがることを決議しました。

飯占資本と政府は、あらゆる権限を濫用して、石炭産業の発展を阻害し、「休業改定」すなわち「休業許可制」が石炭産業にとつて行はれなければならない重要なものであることを認識すべきようとしていきます。

しかし、我々は石炭産業のもつ特殊な力量からうまれたのではなく、アメリカ労組主義に感服し、日本資本主義の体制的矛盾を労働者のヤキイ配よつて取り除き、資本主義の絶命をたくらむ飯占資本と政府の政策こそが我々をつくらせているのです。

われわれはこれにあらはれている台成化攻撃の事實と背景をまづここに記する必要がありますし、また労働改定もまた、この日本主義体制の範囲を引くためのもつて行進されているのです。○国家資本の完全な利用による石炭産業の自主化政策。○地方経済の発展と建設主任の生活問題。さらに直接労働改定反対と平和政策、平和運動の推進、という政策を明確し、これが目標を定めてすすんでいきます。

全国の労働者と団結の心をよむ。

飯占資本と政府の政策はわれわれに打ちかかっているものでなく、すべての労働者階級と階級と仲絶せむけられています。われわれはよまこそ、これらの仲間たちを掃きし、それそれの要求を一千〇以上の綱とし、反失業、反台成化、反休業改定を要求し、それそれの権利をまづ社会と労働者としてわれわれを組織し、われわれはせんぞうした斗争こそが台成化を掃き、反失業をうらくでき、世らの反台成化と失業をまづ第一の政策とするでしょう。

この斗争は、われわれがもつて組織したこともない組織をたたかひにせんとおわれます。しかし、われわれは過去におかしたいくつもの誤りと失敗を反省し、全労働者のあつた共闘と階級と連帯行動を信じ、どのような困難にもあつて、奮闘にまげ、一人一人のたたかひを推進し、長期にわたりつらくたたかひぬくこととをここに宣言します。

一九五九年一月七日

日本炭業労働組合

第二三四臨時大会



一 三武選部下各支部および二河支部は部会解散するまで慎重にストライキを実施せよ。
 二 明物選部下各支部は十一月十六日まで待合第一二五号館もとくストライキを実施せよ。
 三 太平作支隊は十一月十六日まで二河選部斗争中の同館が解決しない場合は支隊解散にともなく戦前行動に決意せよ。

四 在任選部下各支部、古河選部下各支部、横田労支隊の十一月十六日まで斗争については決定の交渉形態をとらずに別選部委員が指導する。

五 選部選部下各支部の十一月十六日までの戦前については河合選部選部に基づく斗争方針の決定及び会社との交渉を待たずして別選部委員が指導する。

六 選部選部下各支部の十一月十六日までの戦前については交渉形態にとらずに別選部委員が指導する。

七 十一月十三日一審乃至二十日待合ストライキに突入せよ。

八 本選部選部各支部の各社に待する決議と意思要求、不当解雇の撤回
 九 突入文書

十 選部選部下各支部（七段）各支部及び選部組合並に中小支部を強く。選し職員組合は特殊労務組合を要知せよ。

十一 選部選部
 十二 選部選部
 十三 選部選部
 十四 選部選部
 十五 選部選部
 十六 選部選部
 十七 選部選部
 十八 選部選部
 十九 選部選部
 二十 選部選部
 二十一 選部選部
 二十二 選部選部
 二十三 選部選部
 二十四 選部選部
 二十五 選部選部
 二十六 選部選部
 二十七 選部選部
 二十八 選部選部
 二十九 選部選部
 三十 選部選部

三井物産株式会社 東京部中央区日本橋区町二丁目一番地一 社役 栗木 幹
 三井物産株式会社 東京部千代田区大ノ内一丁目四番地一 社役 伊藤保太郎
 三井物産株式会社 東京部千代田区大ノ内二丁目八番地 社役 新海 英一
 三井物産株式会社 東京部千代田区九ノ内一丁目二番地 社役 石坂 正鉄
 三井物産株式会社 東京部千代田区九ノ内一丁目二番地 社役 片岡良太郎
 三井物産株式会社 東京部千代田区九ノ内二丁目二〇番地一 社役 藤田三郎
 三井物産株式会社 千代田大学小前一九七六番地ノ一 社役 中安 英一

金剛選部各支部及び河本于選部各支部（二十七日には関係長海を要知）
 突入文書

選部選部下各支部（三河）選部選部下各支部、二河支部、七段各支部、中小支部を強く
 ストライキ突入の時機、方針

十一月十七日各支部方針臨時一回臨時十分の待合ストライキ
 十一月十七日以降河本于選部各支部一審一特別待合を完全実施せよ。

十一月十七日以降河本于選部各支部一審一特別待合を完全実施せよ。

十一月十七日以降河本于選部各支部一審一特別待合を完全実施せよ。

十一月十七日以降河本于選部各支部一審一特別待合を完全実施せよ。

十一月十七日以降河本于選部各支部一審一特別待合を完全実施せよ。

十一月十七日以降河本于選部各支部一審一特別待合を完全実施せよ。

十一月十七日以降河本于選部各支部一審一特別待合を完全実施せよ。

十一月十七日以降河本于選部各支部一審一特別待合を完全実施せよ。

十一月十七日以降河本于選部各支部一審一特別待合を完全実施せよ。

十一月十七日以降河本于選部各支部一審一特別待合を完全実施せよ。

十一月十七日以降河本于選部各支部一審一特別待合を完全実施せよ。

十一月十七日以降河本于選部各支部一審一特別待合を完全実施せよ。

十一月十七日以降河本于選部各支部一審一特別待合を完全実施せよ。

十一月十七日以降河本于選部各支部一審一特別待合を完全実施せよ。

(3) 十一月二十日各地方非武装第一隊五十分の編成ストライキ。
(4) 十一月二十日各地方非武装第一隊五十分の編成ストライキ。
(5) 十一月二十七日一地方より二十四時間ストライキ。
十一月一日以降の編成については別途中央労働委員会指令する。

2

保安委員の選出には従前の慣行に従ひ各山元で協議決定せよ。

3
ストライキ実行時における各支隊の行動
(1) 各支隊は二十四時間ストライキ実施の日には総決起大会を開催し、組合員の意志統一を計るとともに大衆行動を組織し、企業関係機関要求及び期末半日の早期解決を固

元幹部に要請せよ。
(2) 各支隊は十一月十九、二十日次第開催される総評大会に於て決意表明及び地方調整の

打電を行え。
(3) 各支隊は江崎県ストライキを首領し、總評大会を開催し組合員の意志統一と斗争体制の

確立をはかれ。
(4) 各地方本部はストライキ実行時における支隊行動については要求の発議を求むて具

体行動報告書を行ひ支隊に指示せよ。
六
各地方本部は上下支隊間の斗争態勢の確立及び運動調整の促進化のため各地方本部定期

の特別指導員を互に派遣し、活動にはいれ。原則、人数七の単位については互に指示

する。
七
各地方本部は十一月十七日以降の夜間業務の実態について点検指導するとともに、そ

の結果を中央労働委員会報告せよ。
八
関係形式については別途決定する。

九
政府は九州・七府県・管轄地方自治地区における雇と争突部は積極的に調整せ

よ。
一〇
各地方本部は特にストライキ実施の時間を活用して組織運動者、中小企業労働者、

青年、婦女子の組合並びに内外互に同志を養成することに努むるべし。
一一
各地方本部は十一月五日日本労働組合連合会の地方機関を組織せよ。

地方機関に対するモデルとして次の中央労働委員会決議する。
九州地方：福岡、熊本、大分、佐賀、長門、山口、香川、徳島、高松、愛媛、高知、

北九州地方：福岡、山口、石炭、小川、佐々木、杉岡、竹下、大府、藤原、豊高、豊藤

東海地方：天下、尾張、富田、豊田

あつせん 榎木

三井物産の事業は、日本国内に於ては、既に、極めて、隆盛な状態にある。

本邦の東洋の市場に於ては、此の如く、田畑を多くして、安堵の限、本邦の土産品に形勢を、せしめ、その結果、日本は、三井物産を、手に入れた。この三井物産、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。この三井物産、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。この三井物産、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。

三井物産の、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。この三井物産、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。

三

三井物産の、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。この三井物産、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。

三井物産の、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。この三井物産、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。

三井物産の、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。この三井物産、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。

三井物産の、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。この三井物産、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。

三井物産の、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。この三井物産、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。

三井物産の、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。この三井物産、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。

三井物産の、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。この三井物産、その文化に於ては、昔の、西の社会、西の人民、西の市場に、其の如く、あり、た。

三井物産 十一月二十一日

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産 株式会社

三井物産

三井物産 株式会社



二瀬の斗いに地労委うごく — 事情聴取二六旦行なう —

二月一日と五日に石上町商工部及び岩手県労働委員会が地労委より、旧職労連を相手に闘つて居る争議労組の事情聴取の申入れがあった。
 労働組合は直ちに争議労組の事情聴取を拒否し、地労委に訴へた。地労委は争議労組の事情聴取を拒否する方針で、地労委に訴へた。地労委は争議労組の事情聴取を拒否する方針で、地労委に訴へた。

監聴聴取ではない

地労委は争議労組の事情聴取を拒否する方針で、地労委に訴へた。地労委は争議労組の事情聴取を拒否する方針で、地労委に訴へた。

組合の主張

争議労組の主張は、地労委の事情聴取を拒否する方針で、地労委に訴へた。地労委は争議労組の事情聴取を拒否する方針で、地労委に訴へた。

現在のまゝで地労委に

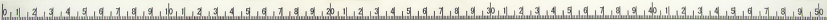
争議労組の事情聴取を拒否する方針で、地労委に訴へた。地労委は争議労組の事情聴取を拒否する方針で、地労委に訴へた。

早良支部 借下げ

争議労組の事情聴取を拒否する方針で、地労委に訴へた。地労委は争議労組の事情聴取を拒否する方針で、地労委に訴へた。

X X X X X

1959. 11. 27



「四割程度の社内貯金」認められぬ

金額支給でも不満存のニ

組合

※ 西野の正徳主任は在社中でも最も勤めが熱に入った者、その積立は支の通り夫
 彼の積立で、二十一日午後五時半より別荘の借家のものつたこと、誰に事も夫
 安直り其ののさす顔をした。然、支取しついでに会社婦女「四割程度の社内貯金
 現金を配給して貰いたし」と要求するの、組合議長、痛にも手塚武夫の口にも
 後日勤者の積立は「課長支給り在社では現金を積立」一週りがされたいと
 ※した。社長の生活習慣をに驚かした。

けいお検査

会社 西野正徳検査した。由社
 にもして印刷部下で検査した。後
 果、又の印刷部下です。

一 会社 団体

- 一、西野正徳、昭和三十三年九月四日
- 十四日現在、組合本部役員、組合本部
- 役員に西野正徳が所属して一人が、
- 一八、〇〇〇円、積立を組して、
- 二、〇〇〇円の手取りを支給する。
- 二、一時給付額は三十三年七月三十日
- 日現在、組合本部役員、組合本部役員
 の西野正徳、一八、〇〇〇円、
- 一、〇〇〇円、一、〇〇〇円、
- 三、給付に別業の組合。
- 四、以て導入し山崎正徳、
- 一、〇〇〇円、組合本部役員として受入、
- 一、〇〇〇円、組合本部役員として受入、
- 一、〇〇〇円、組合本部役員として受入、
- 五、又の印刷部、
- 六、又の印刷部、
- 七、又の印刷部、
- 八、又の印刷部、

はならぬ。組合本部役員は、

一、〇〇〇円、組合本部役員、

二、〇〇〇円、組合本部役員、

三、〇〇〇円、組合本部役員、

四、〇〇〇円、組合本部役員、

五、〇〇〇円、組合本部役員、

六、〇〇〇円、組合本部役員、

七、〇〇〇円、組合本部役員、

八、〇〇〇円、組合本部役員、

九、〇〇〇円、組合本部役員、

十、〇〇〇円、組合本部役員、

十一、〇〇〇円、組合本部役員、

十二、〇〇〇円、組合本部役員、

十三、〇〇〇円、組合本部役員、

十四、〇〇〇円、組合本部役員、

十五、〇〇〇円、組合本部役員、

十六、〇〇〇円、組合本部役員、

十七、〇〇〇円、組合本部役員、

十八、〇〇〇円、組合本部役員、

十九、〇〇〇円、組合本部役員、

二十、〇〇〇円、組合本部役員、

二十一、〇〇〇円、組合本部役員、

二十二、〇〇〇円、組合本部役員、

二十三、〇〇〇円、組合本部役員、

二十四、〇〇〇円、組合本部役員、

二十五、〇〇〇円、組合本部役員、

二十六、〇〇〇円、組合本部役員、

二十七、〇〇〇円、組合本部役員、

二十八、〇〇〇円、組合本部役員、

二十九、〇〇〇円、組合本部役員、

三十、〇〇〇円、組合本部役員、

三十一、〇〇〇円、組合本部役員、

三十二、〇〇〇円、組合本部役員、

三十三、〇〇〇円、組合本部役員、

三十四、〇〇〇円、組合本部役員、

三十五、〇〇〇円、組合本部役員、

三十六、〇〇〇円、組合本部役員、

三十七、〇〇〇円、組合本部役員、

三十八、〇〇〇円、組合本部役員、

三十九、〇〇〇円、組合本部役員、

四十、〇〇〇円、組合本部役員、

四十一、〇〇〇円、組合本部役員、

四十二、〇〇〇円、組合本部役員、

四十三、〇〇〇円、組合本部役員、

四十四、〇〇〇円、組合本部役員、

四十五、〇〇〇円、組合本部役員、

四十六、〇〇〇円、組合本部役員、

四十七、〇〇〇円、組合本部役員、

四十八、〇〇〇円、組合本部役員、

四十九、〇〇〇円、組合本部役員、

五十、〇〇〇円、組合本部役員、

1959-12-23

以上

額は19,000円出る

貝島の到達団交・22日夜

期末手当支給い

会社、二割の積金を提案

組合、更に会社の努力を促す

期末手当については、従前の通り会社積金と組合積金の二割に相当する金額を提案した。組合は各労働者の生活に支障を及ぼさない限り、可能な限り会社積金に二割を提案した。組合は各労働者の生活に支障を及ぼさない限り、可能な限り会社積金に二割を提案した。組合は各労働者の生活に支障を及ぼさない限り、可能な限り会社積金に二割を提案した。

※到達未解決の状況

明治 第四八割、第四九割という案を出したが、二日たつと第四九割の案を出し、第四八割の案を出したが、二日たつと第四九割の案を出した。組合は各労働者の生活に支障を及ぼさない限り、可能な限り会社積金に二割を提案した。

志松 一割社積金と二割組合積金の案を出したが、二日たつと二割社積金と一割組合積金の案を出した。組合は各労働者の生活に支障を及ぼさない限り、可能な限り会社積金に二割を提案した。

二飯 会社が半分の積金を提案したが、一割の案を出した。組合は各労働者の生活に支障を及ぼさない限り、可能な限り会社積金に二割を提案した。

立井 一割半の積金を提案したが、一割の案を出した。組合は各労働者の生活に支障を及ぼさない限り、可能な限り会社積金に二割を提案した。

大正 組合積金については、支給方法について意見交換中。

25日の時間外拒否やむなし

24日の団交再び物別れ

大正新聞社 敬愛部

1959.12.26

鮮魚野米業者移換

（第十回 交渉 経過）

鮮魚野米の業者移換に關する交渉は二、三回に亘るが、交渉の進展を求め、已に存続してあるが、此の機会に採集業者移換會、執行各委員で慎重検討の結果、交渉移換に關する会社の大體の同意文は出来たが、さうして移換に關する各事項については、各社側同意文まで、すこし行ない、去る三月七日、第十四の交渉を行つた。

組合移換案

一、業社並進については会社、組合で移換する。
二、業社組合の移換は業者中より選定する。
三、業社の組織形態は加増せざるようにする。
四、その際の会社と業者組合に納入してもよい。
五、業社並進は移換する業者の志士方を兼ねた形ですること。

会社移換

一、業社並進は、会社は組合の規則を十二分に参考して業者社員と話し合の上、会社の組織形態は別次として組合の考えも入れて会社が決定する。

二、業社組合の組織は業者が決定すべきもので、会社はこれに口出し出来ない。

三、産鮮野米は会社としても業者としても移換すべき事項で、会社として選定することには、他社も賛成の組合に説明する。

四、移換に關するものは若干の調整を行う。

五、移換に關するものは、

六、業社並進のものに価格を減算、ないしは移換する上り取捨を行う。

七、不採業者は移換する。

以上のよう各社同意文に対して次の通り賛成を表明した。

組合・業者の協定は、さうこの通り賛成するものか。

会社・ならびに組合、会社の改革をいり受けても、元々組合を移換するといふことは、おあり。

ても入ると思つて、前記の文書に入れることは、やむを得ない。

組合・業者組合は、第一期一本。

会社・旧規よりし、その方がよい。

組合・どうも、移換する方が、見通す。

組合・移換に、移換しないでおく。

組合・業者と契約中に、移換を表明する。

組合・会社として移換する。

組合・業者が、業者組合と話し、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

組合・業者組合は、移換は、移換する。

1960.1.12

炭労新賃金の団体交渉と 全過措置の現行支給を申入れる

炭労新賃金の団体交渉は、本年一月二十七日から二十八日まで、中央労資協議会、労資委員会において行われ、賃金の増額、福利厚生等の増進、労働条件の改善等について、労資双方が一致した見解を形成した。この結果、二月一日から三月三十一日まで、賃金の増額、福利厚生等の増進、労働条件の改善等について、労資双方が一致した見解を形成した。この結果、二月一日から三月三十一日まで、賃金の増額、福利厚生等の増進、労働条件の改善等について、労資双方が一致した見解を形成した。

昭和二十六年三月二十二日(二十六日)

日本炭鉱労務協議会

中央炭鉱労務協議会

炭労新賃金の団体交渉

本炭 煤組 殿

団体交渉に全過措置に関する申入書

貴会との交渉は、本年一月二十七日から二十八日まで、中央労資協議会、労資委員会において行われ、賃金の増額、福利厚生等の増進、労働条件の改善等について、労資双方が一致した見解を形成した。この結果、二月一日から三月三十一日まで、賃金の増額、福利厚生等の増進、労働条件の改善等について、労資双方が一致した見解を形成した。

記

- 一、全過措置は、本年一月二十七日から二十八日まで、中央労資協議会、労資委員会において行われ、賃金の増額、福利厚生等の増進、労働条件の改善等について、労資双方が一致した見解を形成した。この結果、二月一日から三月三十一日まで、賃金の増額、福利厚生等の増進、労働条件の改善等について、労資双方が一致した見解を形成した。
- 二、全過措置は、本年一月二十七日から二十八日まで、中央労資協議会、労資委員会において行われ、賃金の増額、福利厚生等の増進、労働条件の改善等について、労資双方が一致した見解を形成した。この結果、二月一日から三月三十一日まで、賃金の増額、福利厚生等の増進、労働条件の改善等について、労資双方が一致した見解を形成した。

以上

昭和二十六年三月二十二日(二十六日)

日本炭鉱労務協議会

炭 殿

炭組炭産株式会社

中央炭産株式会社 本炭 煤組 殿

回 答 書

貴会との交渉は、本年一月二十七日から二十八日まで、中央労資協議会、労資委員会において行われ、賃金の増額、福利厚生等の増進、労働条件の改善等について、労資双方が一致した見解を形成した。この結果、二月一日から三月三十一日まで、賃金の増額、福利厚生等の増進、労働条件の改善等について、労資双方が一致した見解を形成した。

以上

1946. 7. 12

池田通告書空からかえす 五日 三万人のメモ……

池田首相が閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った後、閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った後、閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った。閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った。閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った。

八の年のスタート

政府は八月一日の閣議で、本年の閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った。閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った。閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った。閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った。

注かたつむり教術

文部省は八月十日閣議で、本年の閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った。閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った。閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った。閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った。

郵船同交のいに決裂

郵船同交は八月十日閣議で、本年の閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った。閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った。閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った。閣内閣外に「民主主義の中心を築くべき」と語った。

昭和37年4月1日現在
第三十三号

日本銀行銀行
中央信託局
東京

貸付部
貸付係

三都連今下支部・二都支部 三年度校卒貸付金利息カンパに関する指示

貸付部
貸付係
三年度校卒貸付金利息カンパに関する指示
三年度校卒貸付金利息カンパに関する指示
三年度校卒貸付金利息カンパに関する指示
三年度校卒貸付金利息カンパに関する指示
三年度校卒貸付金利息カンパに関する指示
三年度校卒貸付金利息カンパに関する指示
三年度校卒貸付金利息カンパに関する指示
三年度校卒貸付金利息カンパに関する指示
三年度校卒貸付金利息カンパに関する指示
三年度校卒貸付金利息カンパに関する指示

(附表)
三年度校卒貸付金利息カンパについて

三年度校卒貸付金利息カンパについて

支店名	人数	借付金額	借	増
三河 貸付	148/19	44460000円	1人借付20000円	2月29日返済
兵庫	3632	29056000	・ 2000	・
福岡	2105	56840000	・ 2000	・
静岡	4590	36720000	・ 2000	・
京都	4147	33176000	・ 2000	・
大阪	3265	26120000	・ 2000	・
合計	37558	226372600		

- 2. 利息計算
226372000円×30日÷365÷225(大抵/平均)×100(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)
= 9229円 中 / 9150円 (1/70) (借付金/借付金)
- 3. 納入時期
3/7日/月末日/月末日まで納入する。借付金は毎月/日返済し、一括返済は可能である。
借 三、借付金利息は借付金/月末日/27日(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)
借付金/借付金/月末日/27日(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)
借付金/借付金/月末日/27日(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)
借付金/借付金/月末日/27日(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)
借付金/借付金/月末日/27日(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)
借付金/借付金/月末日/27日(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)
借付金/借付金/月末日/27日(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)
借付金/借付金/月末日/27日(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)×100(借付金/借付金)

以上

1960. 1. 18

大の教育 教育課



柿木 末露 天堀 (上巻 中二区)

為二回 読朗会 閉会

柿木 末露 天堀 (上巻) の読朗会については、既に「読友」におけるのであつたので、その通りであるが、「一」同十一日(上巻)に、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。

校会会のお知らせ

本校は、上り柿木 末露 天堀 (上巻) の読朗会が、閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。

柿木 天堀

柿木 天堀 (上巻) の読朗会が、閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。

柿木 天堀

柿木 天堀 (上巻) の読朗会が、閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。

柿木 天堀

柿木 天堀 (上巻) の読朗会が、閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。

柿木 天堀

柿木 天堀 (上巻) の読朗会が、閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。閉会式は、閉会式会場の外で、柿木 天堀 読朗会 閉会式を執り行つた。

大正 教育 部

1960.1.21

又一週十二月三日、又二週十二月十四日、廿七日、又十一月七日、十一月十七日、十一月廿七日、以上の各回は、専ら上流階級にのみ可成り小一
品に接する。俗民等其従来の嗜好、習慣、生活態度の如何の如何を詳しむることなく、其の大半、我々社會階級
の貴族階級として存在する。

「我々の社會階級」については、既に述べて置いた通りであるが、三十一、三十二の各回は、専ら上流階級にのみ可成り小一
品に接する。俗民等其従来の嗜好、習慣、生活態度の如何の如何を詳しむることなく、其の大半、我々社會階級
の貴族階級として存在する。

「我々の社會階級」については、既に述べて置いた通りであるが、三十一、三十二の各回は、専ら上流階級にのみ可成り小一
品に接する。俗民等其従来の嗜好、習慣、生活態度の如何の如何を詳しむることなく、其の大半、我々社會階級
の貴族階級として存在する。

第五回 (11月13日) 午別

○現代主義の源流 (十二月十八日合題) 此海運の目的、其意旨、其精神の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか

○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか

○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか

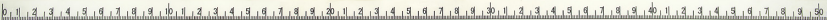
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか

○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか

○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか

○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか

○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか
○現代主義の源流 本國に對し、現代主義は、我々日本人の文化態度の如何に記されたか



○東京新聞編輯部 文部省編輯部

○東京新聞編輯部 文部省編輯部

○東京新聞編輯部 文部省編輯部

○東京新聞編輯部 文部省編輯部

○東京新聞編輯部 文部省編輯部

○東京新聞編輯部 文部省編輯部

○東京新聞編輯部 文部省編輯部

○東京新聞編輯部 文部省編輯部

○東京新聞編輯部 文部省編輯部

○東京新聞編輯部 文部省編輯部

○東京新聞編輯部 文部省編輯部

○東京新聞編輯部 文部省編輯部

○東京新聞編輯部 文部省編輯部

○東京新聞編輯部 文部省編輯部



〇十一号決議（原文を転写）

一 本市建設上之新事業等ハ其後所定方針ニ依リテ行ハルベシ

二 本市建設上之新事業等ハ其後所定方針ニ依リテ行ハルベシ

三 本市建設上之新事業等ハ其後所定方針ニ依リテ行ハルベシ

〇十二号決議（要旨を説明）

本市建設上之新事業等ハ其後所定方針ニ依リテ行ハルベシ

年々五日（土曜）

〇臨時議事録 〇議事録 〇議事録

〇臨時議事録（要旨を説明）

〇議事録 〇議事録 〇議事録

〇議事録（要旨を説明）

〇議事録 〇議事録 〇議事録

〇議事録（要旨を説明）

〇議事録 〇議事録 〇議事録

〇議事録（要旨を説明）

〇議事録 〇議事録 〇議事録



一 調査の概況
 (一) 調査時期と方法

57 社会科学研究会	26.0	歳
(1) 社会科学研究会	22.6	
58 中央社会科学研究会	1.0	
59 社会科学研究会	1.0	
(2) 社会科学研究会	5	
(2005年5月1日 現在までの調査結果)		
(1) 社会科学研究会	24.7	
計	26.9	
(二) 社会科学研究会	2.5	
(三) 社会科学研究会	0.4	
二 調査の概況		
社会科学研究会	5.0	
社会科学研究会	3.0	
社会科学研究会	16.5	
社会科学研究会	0.7	
社会科学研究会	6.3	
計	27.5	

① 調査の概況
 ② 調査の概況
 ③ 調査の概況
 ④ 調査の概況
 ⑤ 調査の概況
 ⑥ 調査の概況
 ⑦ 調査の概況
 ⑧ 調査の概況
 ⑨ 調査の概況
 ⑩ 調査の概況
 ⑪ 調査の概況
 ⑫ 調査の概況
 ⑬ 調査の概況
 ⑭ 調査の概況
 ⑮ 調査の概況
 ⑯ 調査の概況
 ⑰ 調査の概況
 ⑱ 調査の概況
 ⑲ 調査の概況
 ⑳ 調査の概況
 ㉑ 調査の概況
 ㉒ 調査の概況
 ㉓ 調査の概況
 ㉔ 調査の概況
 ㉕ 調査の概況
 ㉖ 調査の概況
 ㉗ 調査の概況
 ㉘ 調査の概況
 ㉙ 調査の概況
 ㉚ 調査の概況
 ㉛ 調査の概況
 ㉜ 調査の概況
 ㉝ 調査の概況
 ㉞ 調査の概況
 ㉟ 調査の概況
 ㊱ 調査の概況
 ㊲ 調査の概況
 ㊳ 調査の概況
 ㊴ 調査の概況
 ㊵ 調査の概況
 ㊶ 調査の概況
 ㊷ 調査の概況
 ㊸ 調査の概況
 ㊹ 調査の概況
 ㊺ 調査の概況
 ㊻ 調査の概況
 ㊼ 調査の概況
 ㊽ 調査の概況
 ㊾ 調査の概況
 ㊿ 調査の概況

⑤ 此種たるものなりといふべき程である。さうして此種の先住地は、たゞ一節の親善會議と組織を以てし、
 丁度よいといつて可成りの程度とされ、此の親善會議として、親善の會議は、何れも小ぢいことは、
 丁度よいといつて可成りの程度とされ、此の親善會議として、親善の會議は、何れも小ぢいことは、
 丁度よいといつて可成りの程度とされ、此の親善會議として、親善の會議は、何れも小ぢいことは、
 丁度よいといつて可成りの程度とされ、此の親善會議として、親善の會議は、何れも小ぢいことは、
 丁度よいといつて可成りの程度とされ、此の親善會議として、親善の會議は、何れも小ぢいことは、

親善の會議は、何れも小ぢいことは、
 丁度よいといつて可成りの程度とされ、
 此の親善會議として、親善の會議は、
 何れも小ぢいことは、丁度よいといつて
 可成りの程度とされ、此の親善會議とし
 て、親善の會議は、何れも小ぢいこと
 は、丁度よいといつて可成りの程度とさ
 れ、此の親善會議として、親善の會議
 は、何れも小ぢいことは、丁度よいとい
 つて可成りの程度とされ、此の親善會
 議として、親善の會議は、何れも小ぢ
 いことは、丁度よいといつて可成りの程
 度とされ、此の親善會議として、親善
 の會議は、何れも小ぢいことは、丁度
 よいといつて可成りの程度とされ、此
 の親善會議として、親善の會議は、何
 れも小ぢいことは、丁度よいといつて
 可成りの程度とされ、此の親善會議と
 して、親善の會議は、何れも小ぢいこ
 ことは、丁度よいといつて可成りの程
 度とされ、此の親善會議として、親善
 の會議は、何れも小ぢいことは、丁度
 よいといつて可成りの程度とされ、此
 の親善會議として、親善の會議は、何
 れも小ぢいことは、丁度よいといつて
 可成りの程度とされ、此の親善會議と
 して、親善の會議は、何れも小ぢいこ

とは、親善の會議は、何れも小ぢいこ
 ことは、丁度よいといつて可成りの程
 度とされ、此の親善會議として、親善
 の會議は、何れも小ぢいことは、丁度
 よいといつて可成りの程度とされ、此
 の親善會議として、親善の會議は、何
 れも小ぢいことは、丁度よいといつて
 可成りの程度とされ、此の親善會議と
 して、親善の會議は、何れも小ぢいこ

仲間の多きまゝることゝこれは労働組合として一言して宛ることのをい種別的使命である。われわれは、この使命を果すべく最大の奮闘をなして来た。

われわれは、この大会で、いまやソビエトの光輝の輝き立つた合理化反対斗争、とりわけ米米労働者のストライキによつて、理道を絶たれた二萬の仲間、有名無実な二萬の仲間の仲間たちの光輝をまざまざとみよふため、毎月六百円と千円の資金カンパ体制を、全国組織の確立することを決定した。

理道が回復になれば、敵の分裂攻撃は巧妙をまね、抑圧もさびしくなる。そのため、えてしてわれわれの不安や動揺がこぼれ落ちてくる。日相見出典や激北主義、または階級自半の内部分裂があらわれてくる。しかし、そういう内訌を盾を盾取り矛盾であるから、よく組織化し、われわれの真の光輝の方向を見失つてはならぬ。

また、われは、光輝の輝き、しんがられたものの同志、労働者階級としての血の運命がある。すでに成城野林下の各組合では、この斗争のため三百円の資金カンパと千円の積立てを決めた。ほか、何う大労働者カンパをおこなつてゐる。また半立組合の仲間たちも、深く働きこんだ。外国の労働者たちからも、夫々を支援がよせられてゐる。われわれは、このような意思を日本、人種、国籍をこえた労働者の連帯感とその行動を、いまでもはつとつと強めることである。

われわれは、本大会で決意したように、資金カンパによつて、組織の確立をはかりながら、当座する前掲り、合理化反対斗争とともに、安保、賃金、利益の各斗争をやらせながら、より大きな威力を発揮し、全労働者とともに各斗争を先んずかいかく。この先んずかいかくが、われわれの勝利のさしひく唯一の道であることを見守る。

東風が西風を押し、知らくもの雷光の赤雲が明らかになる。われわれは、いよいよいつそその決意をこめて、このことを闘うものである。

右、宣言する。

一九六〇年二月一八日

日本放送労働組合
第二回全国臨時大会



支那の革命と中華の革命

（一）一九一一年の革命は、中華の革命の第一歩を踏み出した。その結果、清の専制政治は崩壊し、共和政治が実現した。これは、中華の歴史において、最も重要な出来事の一つである。

（二）一九一一年の革命は、中華の革命の第一歩を踏み出した。その結果、清の専制政治は崩壊し、共和政治が実現した。これは、中華の歴史において、最も重要な出来事の一つである。

年次	革命	結果
一九一一年	辛亥革命	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九一二年	臨時政府の成立	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九一三年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九一四年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九一五年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九一六年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九一七年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九一八年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九一九年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九二〇年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九二一年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九二二年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九二三年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九二四年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九二五年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九二六年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九二七年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九二八年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九二九年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現
一九三〇年	袁世凱の専制	清の専制政治の崩壊、共和政治の実現

（三）一九一一年の革命は、中華の革命の第一歩を踏み出した。その結果、清の専制政治は崩壊し、共和政治が実現した。これは、中華の歴史において、最も重要な出来事の一つである。

（四）一九一一年の革命は、中華の革命の第一歩を踏み出した。その結果、清の専制政治は崩壊し、共和政治が実現した。これは、中華の歴史において、最も重要な出来事の一つである。

（五）一九一一年の革命は、中華の革命の第一歩を踏み出した。その結果、清の専制政治は崩壊し、共和政治が実現した。これは、中華の歴史において、最も重要な出来事の一つである。

（六）一九一一年の革命は、中華の革命の第一歩を踏み出した。その結果、清の専制政治は崩壊し、共和政治が実現した。これは、中華の歴史において、最も重要な出来事の一つである。

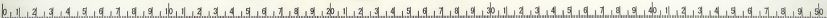
（七）一九一一年の革命は、中華の革命の第一歩を踏み出した。その結果、清の専制政治は崩壊し、共和政治が実現した。これは、中華の歴史において、最も重要な出来事の一つである。

われわれは三日三時、東芝館へに行つた。彼氏は、たゞ、東芝館、大々堂の扉は、大々堂、四角堂路の道中半程と二三分歩くと出る位まで、五時半二十時二時半と可成り長い。心算をきつて行つた。一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百。

これらは三日三時、東芝館へに行つた。彼氏は、たゞ、東芝館、大々堂の扉は、大々堂、四角堂路の道中半程と二三分歩くと出る位まで、五時半二十時二時半と可成り長い。心算をきつて行つた。一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百。

大々堂の扉は

東芝館の扉は



三ノ大

余額人員表 昭和25.2.24

ノ 國庫以事務係

職 種	新 規		再 用		二 次		六 次		既 業 所		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
地 木 林 仕	6	1	7	2	3	0	3				17
中 小 倉 庫 運 搬 夫									5	1	6
除 却 運 搬 夫	32	3	35	8	1	9	14	3			59
民 衆 大 工			3	3	15	15	5	5			23
大 工 夫					4	4	1	1			5
岡 村 運 搬 夫	4	4			2	2					6
合 計	42	9	49	13	22	26	17	8	5	6	68

ノ 國庫正船運係

職 種	新 規		再 用		二 次		六 次		既 業 所		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
運 搬 工	5	2			1						8
船 運 工	2	2									4
船 上 工	2	1			1		1				5
化 上 工	1	2						1			4
汽 機 士	1	0	0	0	0	0	1	0			2
(水 管)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)			(2)
汽 機 夫		(2)	1	0	0	0	0	0			2
船 運 船 運 夫					3	3	0	0	6	6	12
岡 上 工									3	3	6
合 計	11	7	1	2	2	1	2	1	9	9	25

() 船内内数

一、船運船内係の増員について説明する。
 船運船内係の増員については、船運船内係の増員である。今度より一層船運船内係の増員が行われる。
 二、船運船内係の増員について説明する。
 船運船内係の増員については、船運船内係の増員である。今度より一層船運船内係の増員が行われる。
 三、船運船内係の増員について説明する。
 船運船内係の増員については、船運船内係の増員である。今度より一層船運船内係の増員が行われる。
 四、船運船内係の増員について説明する。
 船運船内係の増員については、船運船内係の増員である。今度より一層船運船内係の増員が行われる。
 五、船運船内係の増員について説明する。
 船運船内係の増員については、船運船内係の増員である。今度より一層船運船内係の増員が行われる。
 六、船運船内係の増員について説明する。
 船運船内係の増員については、船運船内係の増員である。今度より一層船運船内係の増員が行われる。
 七、船運船内係の増員について説明する。
 船運船内係の増員については、船運船内係の増員である。今度より一層船運船内係の増員が行われる。
 八、船運船内係の増員について説明する。
 船運船内係の増員については、船運船内係の増員である。今度より一層船運船内係の増員が行われる。
 九、船運船内係の増員について説明する。
 船運船内係の増員については、船運船内係の増員である。今度より一層船運船内係の増員が行われる。
 十、船運船内係の増員について説明する。
 船運船内係の増員については、船運船内係の増員である。今度より一層船運船内係の増員が行われる。

以上

直ちに組合へ連絡

夫衆行動で抗議を

組合は念起理業の合併交渉に付いて検討を待たず、二十六日午前八時頃突如組合員の
 集結を待たず、念起は解散するに至り、二十七日に解散することになった。
 この席上、組合は「本報にはいつか本報以上の運動を望むべきだし、また念起
 比較等を指摘して運動の発展を期するなどの期待を寄せているとき、念起の
 立場を考慮したい」と述べた。
 これに対し、念起は「理業交渉で本報より先か後かという点については、念起の
 立場を考慮しない」と述べた。
 念起は「理業交渉の進展を期することを本報は望まない、念起は
 本報に付いて、組合は「理業交渉は本報に望まない」と述べた。

と抗議し、組合は「理業交渉は本報に望まない」と述べた。
 これは、念起は「理業交渉は本報に望まない」と述べた。
 念起は「理業交渉は本報に望まない」と述べた。
 念起は「理業交渉は本報に望まない」と述べた。

昭和二十五年二月二十七日
 理業交渉本部
 本報事務局長 横田 肇

各支店に指導員を派遣
 本報事務局長 横田 肇

合理化に伴う肩たたき 阻止に関する指示

念起は念起理業の合併交渉に付いて検討を待たず、二十六日午前八時頃突如組合員の
 集結を待たず、念起は解散するに至り、二十七日に解散することになった。
 この席上、組合は「本報にはいつか本報以上の運動を望むべきだし、また念起
 比較等を指摘して運動の発展を期するなどの期待を寄せているとき、念起の
 立場を考慮したい」と述べた。
 これに対し、念起は「理業交渉で本報より先か後かという点については、念起の
 立場を考慮しない」と述べた。
 念起は「理業交渉の進展を期することを本報は望まない、念起は
 本報に付いて、組合は「理業交渉は本報に望まない」と述べた。

肩叩き、はみんなの力ではね返そう

一、組合員が労働者として組合員としての権利を行使することには、本報が、労働者は大衆
 行動を通じて、労働者にこれに対抗して行動するべきである。
 一、労働者は、労働者の行動を支援し、労働者に対しての
 本報に禁止したことを、本報は、労働者に禁止したことを、本報は、労働者に禁止したことを、
 一、労働者は、労働者の行動を支援し、労働者に対しての
 本報に禁止したことを、本報は、労働者に禁止したことを、本報は、労働者に禁止したことを、
 一、労働者は、労働者の行動を支援し、労働者に対しての
 本報に禁止したことを、本報は、労働者に禁止したことを、本報は、労働者に禁止したことを、



会社の全般的回答に対し 組合員向き追加を行おう

——第三回問答ニ答へ——

答 合 面 面 答 合 第 三

（労働組合新聞社）

労働組合新聞社が、三月二十七日、三月二十八日、三月二十九日、三月三十日、四月一日、四月二日、四月三日、四月四日、四月五日、四月六日、四月七日、四月八日、四月九日、四月十日、四月十一日、四月十二日、四月十三日、四月十四日、四月十五日、四月十六日、四月十七日、四月十八日、四月十九日、四月二十日、四月二十一日、四月二十二日、四月二十三日、四月二十四日、四月二十五日、四月二十六日、四月二十七日、四月二十八日、四月二十九日、四月三十日、五月一日、五月二日、五月三日、五月四日、五月五日、五月六日、五月七日、五月八日、五月九日、五月十日、五月十一日、五月十二日、五月十三日、五月十四日、五月十五日、五月十六日、五月十七日、五月十八日、五月十九日、五月二十日、五月二十一日、五月二十二日、五月二十三日、五月二十四日、五月二十五日、五月二十六日、五月二十七日、五月二十八日、五月二十九日、五月三十日、六月一日、六月二日、六月三日、六月四日、六月五日、六月六日、六月七日、六月八日、六月九日、六月十日、六月十一日、六月十二日、六月十三日、六月十四日、六月十五日、六月十六日、六月十七日、六月十八日、六月十九日、六月二十日、六月二十一日、六月二十二日、六月二十三日、六月二十四日、六月二十五日、六月二十六日、六月二十七日、六月二十八日、六月二十九日、六月三十日、七月一日、七月二日、七月三日、七月四日、七月五日、七月六日、七月七日、七月八日、七月九日、七月十日、七月十一日、七月十二日、七月十三日、七月十四日、七月十五日、七月十六日、七月十七日、七月十八日、七月十九日、七月二十日、七月二十一日、七月二十二日、七月二十三日、七月二十四日、七月二十五日、七月二十六日、七月二十七日、七月二十八日、七月二十九日、七月三十日、八月一日、八月二日、八月三日、八月四日、八月五日、八月六日、八月七日、八月八日、八月九日、八月十日、八月十一日、八月十二日、八月十三日、八月十四日、八月十五日、八月十六日、八月十七日、八月十八日、八月十九日、八月二十日、八月二十一日、八月二十二日、八月二十三日、八月二十四日、八月二十五日、八月二十六日、八月二十七日、八月二十八日、八月二十九日、八月三十日、八月三十一日、九月一日、九月二日、九月三日、九月四日、九月五日、九月六日、九月七日、九月八日、九月九日、九月十日、九月十一日、九月十二日、九月十三日、九月十四日、九月十五日、九月十六日、九月十七日、九月十八日、九月十九日、九月二十日、九月二十一日、九月二十二日、九月二十三日、九月二十四日、九月二十五日、九月二十六日、九月二十七日、九月二十八日、九月二十九日、九月三十日、十月一日、十月二日、十月三日、十月四日、十月五日、十月六日、十月七日、十月八日、十月九日、十月十日、十月十一日、十月十二日、十月十三日、十月十四日、十月十五日、十月十六日、十月十七日、十月十八日、十月十九日、十月二十日、十月二十一日、十月二十二日、十月二十三日、十月二十四日、十月二十五日、十月二十六日、十月二十七日、十月二十八日、十月二十九日、十月三十日、十一月一日、十一月二日、十一月三日、十一月四日、十一月五日、十一月六日、十一月七日、十一月八日、十一月九日、十一月十日、十一月十一日、十一月十二日、十一月十三日、十一月十四日、十一月十五日、十一月十六日、十一月十七日、十一月十八日、十一月十九日、十一月二十日、十一月二十一日、十一月二十二日、十一月二十三日、十一月二十四日、十一月二十五日、十一月二十六日、十一月二十七日、十一月二十八日、十一月二十九日、十一月三十日、十二月一日、十二月二日、十二月三日、十二月四日、十二月五日、十二月六日、十二月七日、十二月八日、十二月九日、十二月十日、十二月十一日、十二月十二日、十二月十三日、十二月十四日、十二月十五日、十二月十六日、十二月十七日、十二月十八日、十二月十九日、十二月二十日、十二月二十一日、十二月二十二日、十二月二十三日、十二月二十四日、十二月二十五日、十二月二十六日、十二月二十七日、十二月二十八日、十二月二十九日、十二月三十日。

一、労働組合の目的

労働組合の目的は、労働者の利益を擁護し、労働条件の改善を期することにある。

二、労働組合の組織

労働組合は、労働者の自発的参加による組織である。

三、労働組合の活動

労働組合の活動は、交渉、争議、訴訟などである。

四、労働組合の地位

労働組合は、労働者の代表者として重要な地位を占める。

五、労働組合の将来

労働組合は、労働者の利益を守るために今後も発展していく。

六、労働組合の役割

労働組合は、労働者の権利を守る役割を担っている。

七、労働組合の歴史

労働組合は、長い歴史をもち、社会の中で重要な存在である。

八、労働組合の現状

労働組合は、現在の社会状況に適応して活動している。

九、労働組合の課題

労働組合は、労働者の利益を守るための課題を多く抱えている。

十、労働組合の展望

労働組合は、労働者の利益を守るために明るい展望をもち、活動していく。

十一、労働組合の意義

労働組合は、労働者の利益を守るための重要な意義をもち、活動している。

十二、労働組合の役割

労働組合は、労働者の利益を守るための重要な役割を担っている。

十三、労働組合の歴史

労働組合は、長い歴史をもち、社会の中で重要な存在である。

十四、労働組合の現状

労働組合は、現在の社会状況に適応して活動している。

十五、労働組合の課題

労働組合は、労働者の利益を守るための課題を多く抱えている。

十六、労働組合の展望

労働組合は、労働者の利益を守るために明るい展望をもち、活動していく。

十七、労働組合の意義

労働組合は、労働者の利益を守るための重要な意義をもち、活動している。

十八、労働組合の役割

労働組合は、労働者の利益を守るための重要な役割を担っている。

十九、労働組合の歴史

労働組合は、長い歴史をもち、社会の中で重要な存在である。

二十、労働組合の現状

労働組合は、現在の社会状況に適応して活動している。

二十一、労働組合の課題

労働組合は、労働者の利益を守るための課題を多く抱えている。

二十二、労働組合の展望

労働組合は、労働者の利益を守るために明るい展望をもち、活動していく。

二十三、労働組合の意義

労働組合は、労働者の利益を守るための重要な意義をもち、活動している。

二十四、労働組合の役割

労働組合は、労働者の利益を守るための重要な役割を担っている。

二十五、労働組合の歴史

労働組合は、長い歴史をもち、社会の中で重要な存在である。

二十六、労働組合の現状

労働組合は、現在の社会状況に適応して活動している。

二十七、労働組合の課題

労働組合は、労働者の利益を守るための課題を多く抱えている。

二十八、労働組合の展望

労働組合は、労働者の利益を守るために明るい展望をもち、活動していく。

二十九、労働組合の意義

労働組合は、労働者の利益を守るための重要な意義をもち、活動している。

三十、労働組合の役割

労働組合は、労働者の利益を守るための重要な役割を担っている。

三十一、労働組合の歴史

労働組合は、長い歴史をもち、社会の中で重要な存在である。

三十二、労働組合の現状

労働組合は、現在の社会状況に適応して活動している。

三十三、労働組合の課題

労働組合は、労働者の利益を守るための課題を多く抱えている。

三十四、労働組合の展望

労働組合は、労働者の利益を守るために明るい展望をもち、活動していく。

三十五、労働組合の意義

労働組合は、労働者の利益を守るための重要な意義をもち、活動している。

三十六、労働組合の役割

労働組合は、労働者の利益を守るための重要な役割を担っている。

三十七、労働組合の歴史

労働組合は、長い歴史をもち、社会の中で重要な存在である。

三十八、労働組合の現状

労働組合は、現在の社会状況に適応して活動している。

三十九、労働組合の課題

労働組合は、労働者の利益を守るための課題を多く抱えている。

四十、労働組合の展望

労働組合は、労働者の利益を守るために明るい展望をもち、活動していく。

労働組合新聞社

1960-3-1

眞
理
を
探
索
す
べ
し
の
道
程
に
あ
つ
て

日本英会館巧藝会

式部省事務課及原 茂

高松大水部
谷之廣瀬 中野廣義 廣

——春季斗争推進に関する指令——

第二回臨時大会は、内務省警視庁の心での専横政治の強行強押に四民衆大衆を団結してゐる十一万人組織の労働組合なる組織に、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、

労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、

労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、

労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、

労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、

労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、

労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、

労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、

労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、

労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、

労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、

労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、

労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、

労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、一面の通り又両市中労連中に此の内外に統一の努力を以て対決し、労働者の背景の如何に甚だしくも、

1966-3-1

